

## 請負代金内訳書の提出及び法定福利費の適切な算出について

令和 6 年 4 月 1 日

長崎市工事請負契約書及び長崎市上下水道局工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）に定める請負代金内訳書について、次のとおり取扱うこととします。

### 1 対象

長崎市及び長崎市上下水道局が発注する工事

### 2 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出

受注者は工事請負契約書約款第 3 条第 1 項の規定に基づき、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書（様式第 9 号）を契約日までに提出すること。なお、契約締結までに法定福利費を記載することができない場合は、その理由と提出予定日を記載のうえ提出し、工事着手までに法定福利費を記載した請負代金内訳書を提出すること。

### 3 法定福利費の算出方法

法定福利費の算出にあたっては、国土交通省の作成したマニュアル（「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」（平成 27 年 5 月 26 日））に準拠する等により適切に算出すること。

### 4 予定価格に占める法定福利費概算額の公表

発注者は予定価格に占める法定福利費概算額（以下「法定福利費概算額」という。）を公告文へ記載することで公表するものとする。なお、公表する法定福利費概算額は国土交通省が示す法定福利費の割合等に基づき算出するものとする。

### 5 請負代金内訳書に明示された法定福利費の確認

発注者は受注者により明示された法定福利費額が法定福利費概算額の 2 分の 1 以下である場合は、受注者に対して算出根拠の確認を行うものとする。